

# 玄宮園と井伊家の茶について

三尾 次郎（彦根市歴史まちづくり部）

A Study of Genkyūen Garden and the Ii Family's Tea Culture  
MIO Jirō (Hikone History Town Planning Department)

## 1. はじめに

### (1) 近世大名について

我が国における近世という時代は、かつては前近代[Pre Modern]として中世の範疇で捉えられてきた。しかしながら、現在は初期近代[Early Modern]としてそこに多くの近代的要素を見出すことができる時代として捉えられることが多い<sup>1)</sup>。この捉え方において、近世大名とは武家による統一政権下で組織された支配体系（幕藩体制）の中で主に石高1万石以上の所領を幕府から禄として与えられた地方領主であり、将軍との所領安堵と軍役奉仕という前時代と同様の封建的で伝統的な中世的な相互関係で結ばれつつも、近代的な要素として全国市場が形成され、貨幣経済・商品経済が発達した中での領国支配の主体者であり、領内統治と幕府軍役を果たすための家臣団を編成して統一政権における地方分権の担い手としての役割を果たした存在であるということができる。また、他方で近世大名は江戸と国許に屋敷を構え、特に江戸時代前期において中央の文化を地方に伝播させた媒体の一つでも

あった捉えることができる<sup>2)</sup>。

### (2) 近世大名庭園の研究史と課題の設定

特に近世大名庭園は、諸大名が取り入れた中央の政治制度や生活様式というものを構成する一つの要素であり、彼ら武家に共通する価値観に基づいた理想的な景観美を共有した空間であった。その意味で近世大名庭園は近世大名文化を端的に表現するものである。

ただし、既往の庭園史研究において、近世大名庭園はその他の庭園に比べて評価が低く研究があまり進んでいない領域と言わざるをえない。この大名庭園研究の停滞は、庭園史研究が芸術面を重視してきたことによる。例えば森蘊は、江戸時代の庭園に対して「この時代は庭園が極度に発達し、普及したのは喜ばしいが、一方その計画者・設計者・施工の職人らの質が低下し、意匠面で、表現の方法などで感心したものばかりでなくなった点は残念である」と述べており、普及という発展よりも多く造営されたことによる質の低下という芸術面からの指摘がなされている<sup>3)</sup>。また、重森三玲も「この時代の作庭家としては著名な人物もあるが、その多くは大名自身の未熟な研究ながら、殿様芸として用いたから、この時代の庭園が次第に堕落せざるを得なかった」と述べ「堕落」という言葉を使い、森同様に江戸庭園文化の社会的普及よりもそれによる質の低下という部分に言及している<sup>4)</sup>。

これら既往の庭園史観に異論を唱えたのが白幡洋三郎で、それまでの論考が作庭者を芸術家として捉えた視点での見解であり、造園主体であり利用者である大名の側からの視点が欠けていると指摘し、大名の私的な慰楽の空間としての利用、御成や藩主の饗宴、家臣への饗応という公的な空間としての利用というものを成立要因として評価し、論点として考察すべきである



図1 玄宮園から彦根城天守を見る

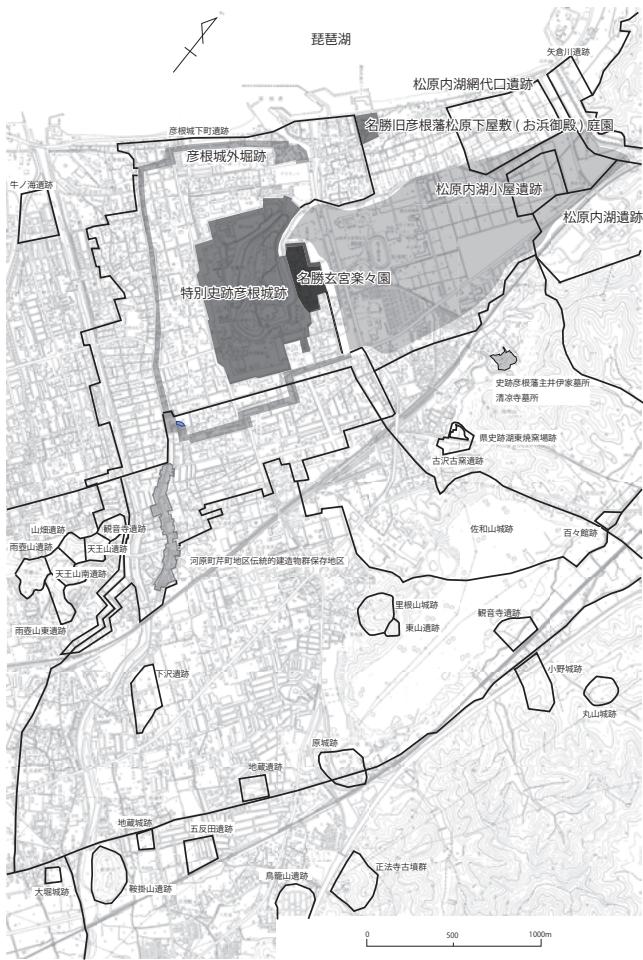


図2 位置図

とした<sup>5)</sup>。このことは以降の大名庭園研究に反映されている。

この近世大名庭園の定義について、おおよそ1万石以上の家格の者が造営した庭園を広義の大名庭園とし、それらの中で回遊式という様式を持つものが狭義の大名庭園とされてきた経緯がある<sup>6)</sup>。また、その成立時期について飛田範夫は元和期以降における国許の大名庭園の増加傾向に注目し、大規模庭園の地方での受容期、拡散期であり、政治的には元和の一国一城令という幕府による築城抑制政策が大きく影響しているとし、幕府が安定期（元和偃武）に入って生活様式が充実し、複雑化することで藩主の居住する御殿が手狭になるという問題と、加増等による藩組織の大規模化による城内空間の不足という問題が同時に生じたことで、築城抑制政策から除外されていた下屋敷や大名庭園が新たに造営されたと指摘している。このため、下屋敷は余地である外堀より外側かあるいは都市の中心

とは離れた場所が選地され、結果としてこのことが広大な敷地を有し、風光明媚な周辺環境の中に位置するという大名庭園の立地特性を決定させたと論じ、特に明暦の大火（明暦3年：1657）以降、江戸上屋敷の予備として造営がピークとなる江戸の中屋敷、下屋敷に付随する大名庭園に顕著であるとしており<sup>7)</sup>、このことは国許に造営される大名庭園も同様の傾向であった。

### （3）玄宮園の概要

今回、検討の対象とする「玄宮園」（図1）は、彦根藩主であった井伊家が国許に造営した大名庭園である。この玄宮園は、「玄宮樂々園」として昭和26年6月9日に名勝指定され、同時に史跡「彦根城跡」（昭和31年7月19日に特別史跡）としても重複指定されている。「玄宮樂々園」の指定名称は、大名庭園部分の玄宮園と御殿部分の樂々園の総称である。彦根城の北、旧松原内湖（昭和19年からの内湖干拓事業によって埋め立てられた）に面して造営された玄宮園は、敷地の中央に池泉を配し、池泉には中島が造られ、橋が架けられる等、大規模な回遊式庭園となっており、典型的な近世大名庭園（図3）ができる。これに対して樂々園は、奥向きの書院に伴う庭園と複数の建造物で構成されている彦根藩の下屋敷の御殿ことで、江戸期には主に「楓御殿」の名称で呼ばれていたが、明治初頭に井伊家と賃貸借契約を結んだ民間業者の「彦根樂々園」が旅館営業を開始し、以降は樂々園の名で呼ばれるようになった<sup>8)</sup>。

造営時期としては、楓御殿及び玄宮園とともに4代井伊直興が藩主となった翌年の延宝5年（1677）頃から造営が始まったことが造営に関わった藩士の由緒帳<sup>9)</sup>によって確認でき、以降、歴代藩主によって幾度の改変が加えられ、11代直中が退隠する文化9年（1812）頃には楓御殿が隠居所として改修されて建物棟数が最大となり、この時に御書院棟やその前面に広がる書院造庭園、能舞台や茶室などの諸施設が増築された。このうち書院造庭園については、御書院棟建築に伴って玄宮園の北側部分を土橋及び堀によって区画し、改修したものである。

この楓御殿と玄宮園は、彦根城の北、当時存在していた松原内湖（昭和19年から干拓事業によって消滅）にせり出す形で広大な平坦面が造成されて作庭されてお

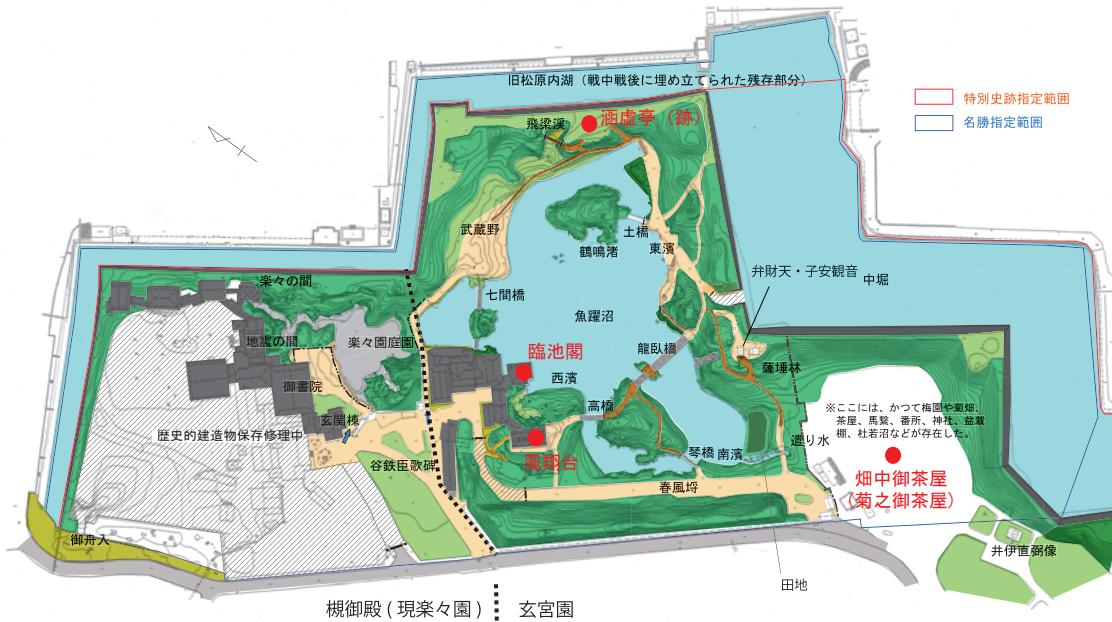


図3 玄宮樂々園全体図

り（図2）、城下町から離れた自然豊かな周辺環境の中に立地していたことが『玄宮園図』（図4）や園外景観を描いた『玄宮園外図』（図21）、明治26年の古地図（図20）に見ることができる。

玄宮園は、江戸期においては主に「御庭」や「楓之御庭」といった名称で記録に現れ、「玄宮園」の名称が文字として見られるようになるのは江戸時代中期末から後期以降のことである。この文字としての初出は、宝暦7年（1757）に彦根藩の学問方として招聘される古学者の龍草蘆<sup>10)</sup>が天明3年（1783）、玄宮園において10代直幸の御前で披露した「玄宮芳樹綺江東

爛漫百花白接紅 鶯鳥時添錦筵興 間関声滑入春  
風」（『草盧集』六篇卷三）という七言絶句の中で使用し  
た「玄宮」の文字である。また、11代直中の時には  
藩校稽古館の設立にも尽力した僧の海量が自らの和歌  
集である「桜渓集」の中で、「彦根の君の御園生を玄  
宮園といふ、うちに十の名ところあり、直中君のおほ  
せをかぶりてよみたてまつりける」として、玄宮園の  
特筆すべき10の景勝を詠っており、この時には玄宮  
園の名がすでに与えられていたことがわかる<sup>11)</sup>。

今回は、この玄宮園を対象として研究課題である「茶の湯が庭園に与えた影響」について検討することとするが、玄宮園における茶の湯に関連する施設としては4棟の茶屋の存在が記録や絵図等の史資料により

既に知られており<sup>12)</sup>、それらの史資料を使用して玄宮園での茶の湯の在り方を明らかにすることで、そこから茶の湯が庭園にどのような影響を与えたのか、検討を加えることとしたい。

## 2. 井伊家における茶の湯と玄宮園での茶事について

### （1）井伊家における茶の湯

井伊家は江戸時代を通じて彦根藩主として近江国の東部から北部を治め、寛永10年（1633）以降は30万石の大封を得た譜代大名筆頭の家格を誇った。初代直政から14代直憲まで一度の国替えもなくこの地を治め、4代直興が2度、10代直幸、12代直亮、13代直弼がそれぞれ一度ずつ幕府の大老職を務めている<sup>13)</sup>。また、この井伊家歴代藩主の中には茶の湯についての事績を残した者も少なくはなく、その記録の多くは「彦根藩井伊家文書」として現在は市立の彦根城博物館に残されている。「彦根藩井伊家文書」は、平成6年（1994）に井伊家から彦根市に寄贈された一括の井伊家伝来資料の内、彦根藩政時代を中心とした史料群であり、平成8年6月に国の重要文化財に指定されて以降、彦根城博物館において彦根藩資料調査研究委員会を設置し、分野ごとの研究班によって研究活動が展開してきた。その中で茶の湯に関する史料群につ

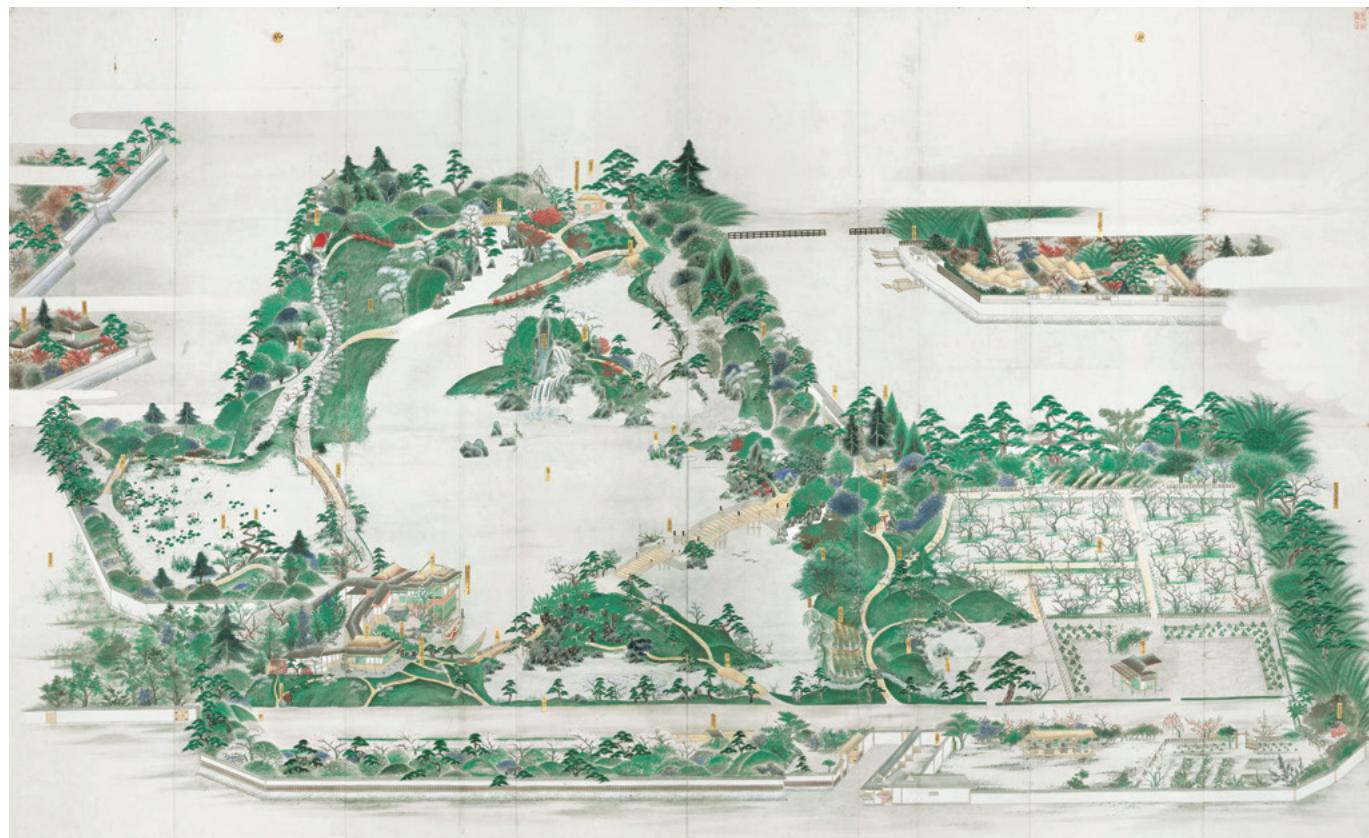


図4 玄宮園図（彦根城博物館蔵）



図5 玄宮園三分一間割画図（彦根城博物館蔵）

いては、彦根藩の茶湯研究班によって彦根藩における茶の湯、特に井伊直弼に関連する茶の湯論・茶会論、点前・稽古の記録が報告されている<sup>14)</sup>。この報告の中で、熊倉功夫が井伊家と茶の湯との関わりについて述べており、2代直孝は宮王肩衝茶入を2代将軍秀忠より拝領し、3代将軍家光へは茶を献じている。3代直澄も4代将軍家綱の茶の湯に参じ、さらに茶壺を献じた記事が「徳川実紀」等の史料に残されていることから、江戸時代前期においては特に2代直孝、3代直澄の二人の藩主は茶の湯と深い関係を持っていたとしている。また、井伊家史料の中で江戸時代前期の茶の湯史料は数少なく、江戸中期は他藩でも茶の湯が政治的な儀礼としての意義を失った時代で、彦根藩の史料にも記事が見られなくなると指摘し、江戸後期になると再び茶の湯への関心が高まり史料が多くなるのは、12代直亮と13代直弼の時期に茶の湯に関する写本や版本が多く収集され、残存しているためであるとしている。特に、13代直弼は世子時代に石州流の一派を創設し、彦根藩主となってからも「茶湯一会集」等の書物を自ら著している<sup>15)</sup>。父である11代直中が楓御殿に退隠した後、14男として文化12年(1815)に生まれ、楓御殿の部屋住みとして幼少期を送る。17歳になると嫡子でもなく他家への養子の話もなかった直弼は彦根城中堀沿いの尾末町屋敷(後に直弼によって「埋木舎」と命名)に住み、禪や歌道、国学、武芸そして茶の湯に精進するようになった。なお、この時期の禪学の修行では印可証明を与えられており、茶禪一如を標榜した彼の茶の湯に大きな影響を与えている。茶の湯については石州流の片桐宗猿に師事しており、茶の湯についての疑問を箇条書きにして宗猿に送り、宗猿が付札をもって回答するという形式の尋書が16通残っている。藩主になってからも茶の湯の研鑽は続き、桜田門外の変において命を落とす2年前の安政5年(1858)頃に自らの茶の湯の集大成として「茶湯一会集」を著している。彼の茶の湯に対する考え方はその冒頭の「此書は、茶湯一会の始終、主客の心得を委敷(くわしく)あらわすなり、故に題号を一会集といふ。猶一会に深き主意あり。抑々茶湯の交會は、一期一会といひて、たとえば幾度おなじ主客交會するとも、今日の会にふたたびかへらざるを思へば、實に我一世一度の

会なり。去るにより、主人は万事に心を配り、聊も巣末なきやう、深切實意を尽し、客にも此会に又逢ひがたき事を弁へ、亭主の趣向何一つもおろかならぬを感心し、實意を以て交るべきなり。是を一期一会といふ。必々主客とも等閑には一服をも催すまじき筈のこと、即一会集の極意なり。」という一文に現れている<sup>16)</sup>。

## (2) 玄宮園での茶の湯

では、井伊家にとって玄宮園での茶会はどのような意味合いを持っていたのであろうか。それを考察する資料として重要文化財「彦根藩井伊家文書」の史料群の中に直弼が国許で開催した茶会の記録である「彦根水屋帳」が存在する。この「彦根水屋帳」については谷端昭夫によって翻刻されている<sup>17)</sup>。内容としては、嘉永4年(1851)10月から安政4年(1857)閏5月までに彦根で行なわれた茶会の記録で、井伊直弼によって開催された16回の茶会の自筆自会記である。これは茶会の開催ごとに書き入れたものではなく、各茶会の記録に基づき整理したもので、安政4年以降に成立したものであると考えられている。この記録の中に玄宮園での茶会の状況を記した箇所があり、茶屋として「流鶯軒、鳳翔臺、臨池閣、涵虛亭」(図6-1~3の橙色網掛け)の名が見られる。それぞれの茶屋の使用方法については、「彦根水屋帳」に記録された16回の茶会の内、玄宮園では4回開催されている。主客については、安政元年(1854)9月18日正午から開始のものが「龍潭寺、北野寺、仙琳寺隠居」、安政3年(1856)10月19日正午からの開始のものが「清涼寺方丈、天寧寺、長純寺」、安政3年(1856)10月26日正午からの開始のものが「北野寺、仙琳寺隠居、龍潭寺」となっておりいずれも井伊家所縁の寺院の僧である。また、安政4年(1857)5月(日不記載)の主客は「御数寄坊主谷村三育」であり、この谷村家は石州流嘉順派を立て、8代と9代将軍に仕え、延享3年(1746)以降は代々幕府の数寄屋頭を務めた家である。上記の3回が玄宮園に限られた記述であるのに対して、この時は「居間」「張出之間」「書院上段」「同二之間」「杜若之間」といった楓御殿室内の飾付けについても含めて言及されている点が異なり、使用した範囲として別格の扱いとなっている。

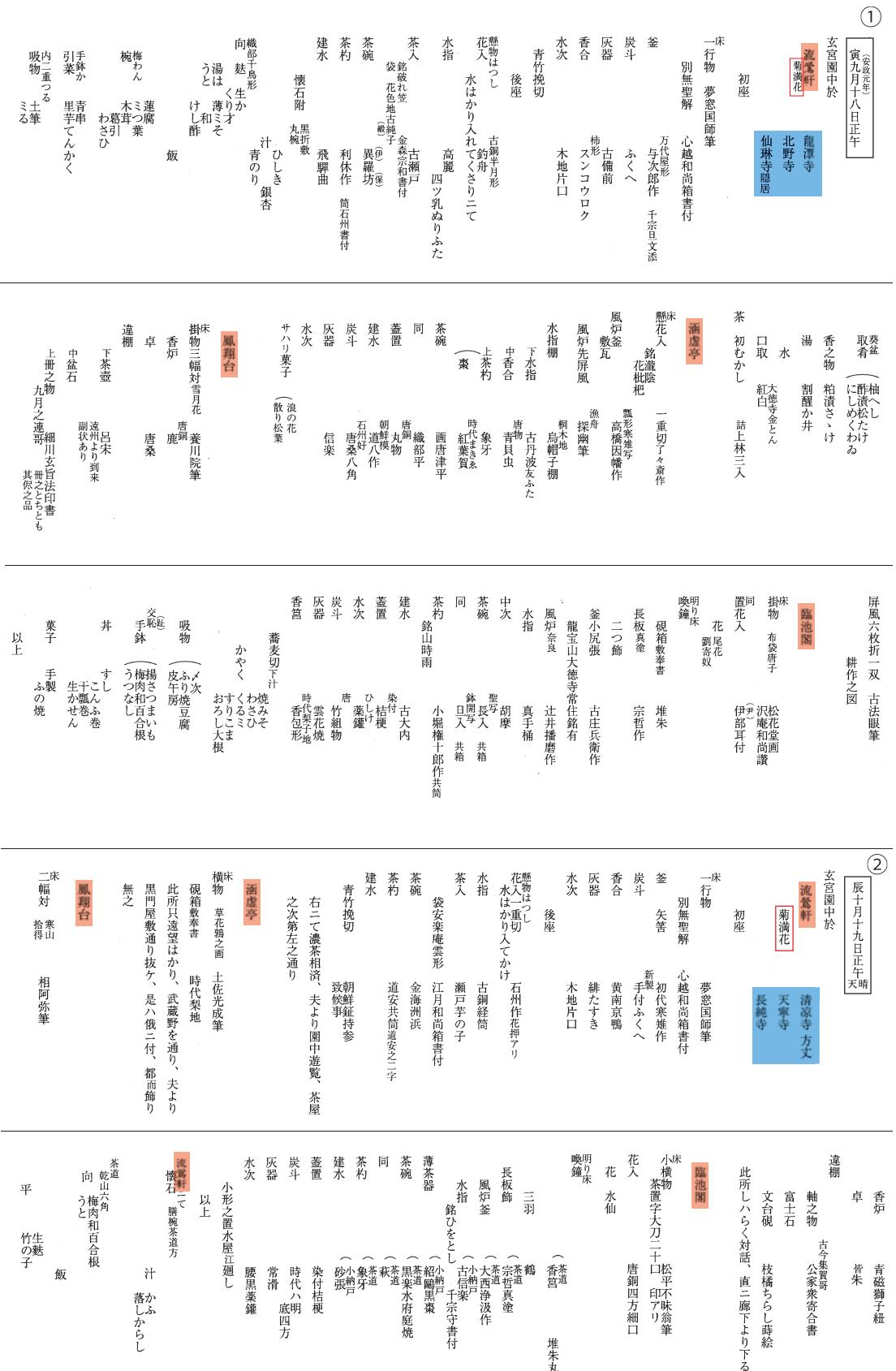


図6-1 「彦根水屋帳」中の玄宮園での茶会

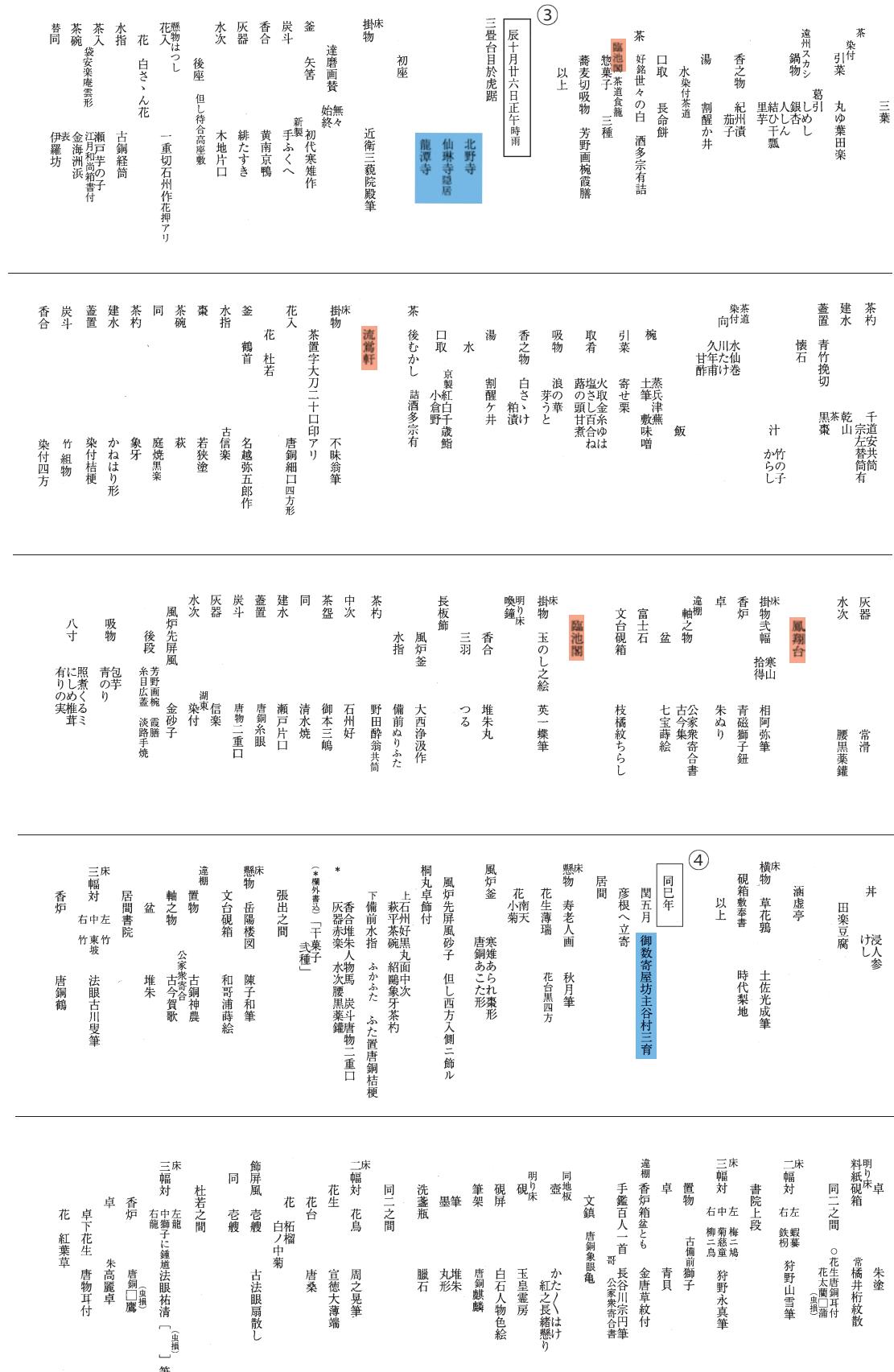


図6-2 「彦根水屋帳」中の玄宮園での茶会

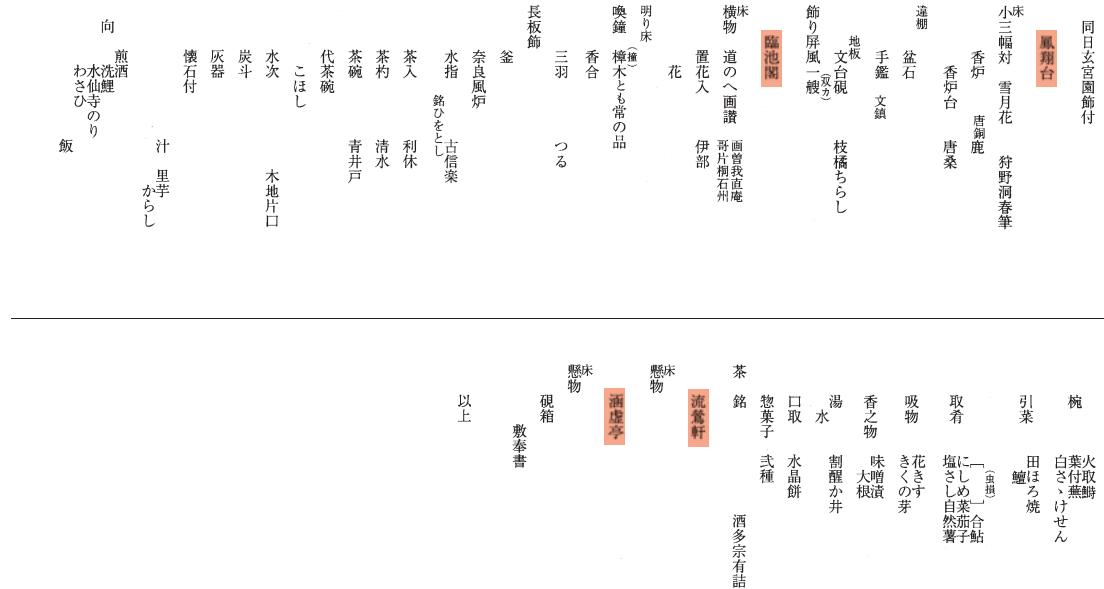


図6-3 『彦根水屋帳』中の玄宮園での茶会

### 3. 玄宮園の茶屋について

### (1) 茶屋絵図の内容

次に、この「彦根水屋帳」に記された4棟の茶屋とはどういったものであったかを見ていきたい。このことを検討する資料として、先述した「彦根藩井伊家文書」の中に「通天之御茶屋」「がけの御茶屋」「南臺之御茶屋」「菊之御茶屋」という4棟の茶屋絵図が存在する（図8①・図10①・図12①・図14①）。これら4棟の茶屋絵図は、中村利則によって彦根市松原町に所在する「名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園」の中にあった茶屋として紹介されている<sup>18)</sup>。これは、これらの茶屋絵図が収められた包紙に「松原屋敷通天之茶屋図、松原屋敷嶋之茶屋図、松原屋敷南台之茶屋図、松原屋敷菊之茶屋図」という標題が付けられていることが根拠となっているが、玄宮園の資料を観察し、整理していく作業の中で、これらの4棟の茶屋絵図の平面形が、「玄宮園図」や「玄宮園三分一間割画図」（共に彦根城博物館所蔵）等で描かれている茶屋の平面形と合致していることが確認できた<sup>19)</sup>。

それぞれの茶屋絵図は以下の内容である。

a. 「通天之御茶屋」の絵図

十二畳の広さの長方形の平面形を成し、入口

部分は「土間」となっている。長軸方向中央に二重線が見え、奥の右手には床が設けられ、床部分は立面部分が平面で描かれている。床には二つの折釘が描かれ、床板からの高さがそれぞれ注記され、手前左手は二畳半分が張り出して描かれており、「御水屋」の注記が見られる。

b. 「がけの御茶屋」の絵図

四畳半の広さを持ち、左手に一間分の「御明トコ」と上方に平面が片側隅丸の床が描かれている。床には一箇所の折釘が打たれている。

c. 「南臺之御茶屋」の絵図

四畳ほどの広さを持つもので、平面形は矩形ではなく、斜めに切られたような不整形なものとなっている。奥には、書院と床が平面で描かれている。書院については、それぞれ違ひ棚等の高さについて詳細に注記されており、調度等を配置する際の目安として使用されたとも考えられる。床については、上部に三つの折釘が打たれている。

d. 「菊之御茶屋」の絵図

四畳半の広さを持つもので、左手の中央に床柱が設けられて床となっている。

床には上方に竹釘が打たれ、下方に中折釘が



図7 涵虛亭

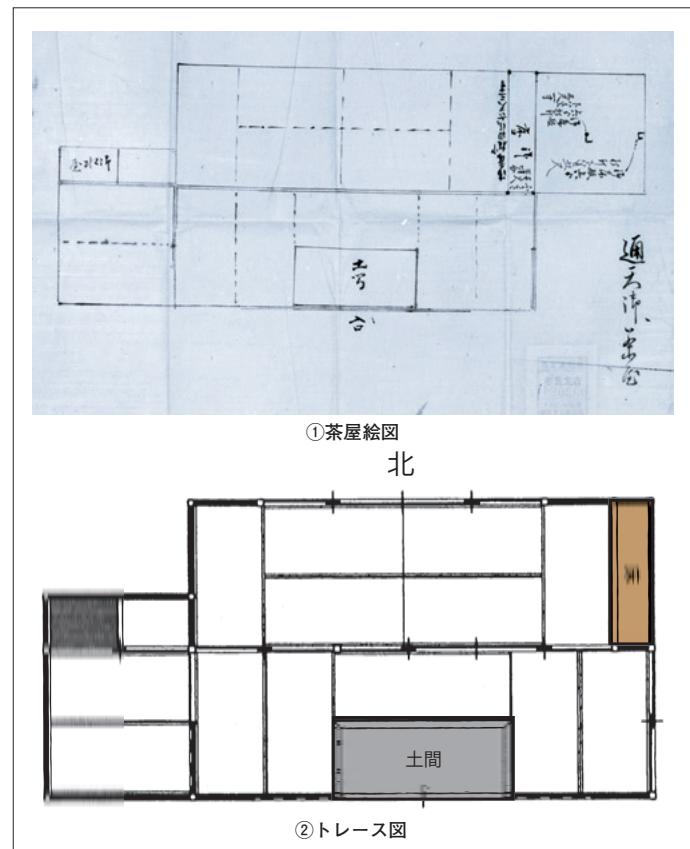


図8 茶屋絵図「通天之御茶屋」



図9 臨池閣

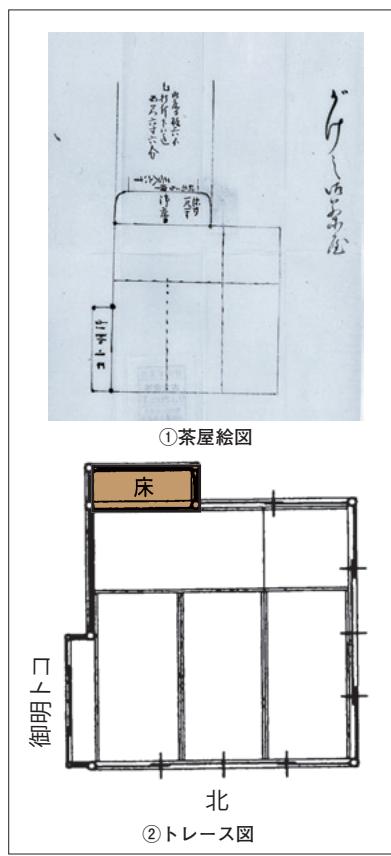


図10 茶屋絵図「がけの御茶屋」



図11 凤翔台

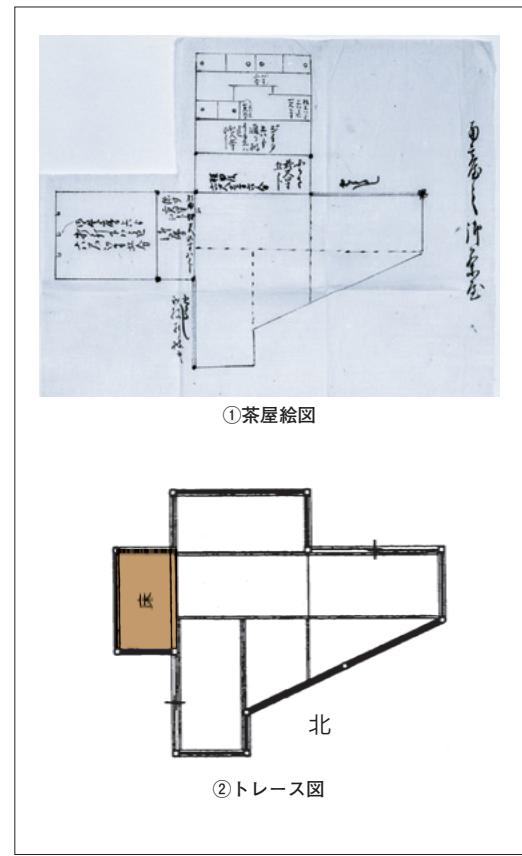


図12 茶屋絵図「南臺之御茶屋」

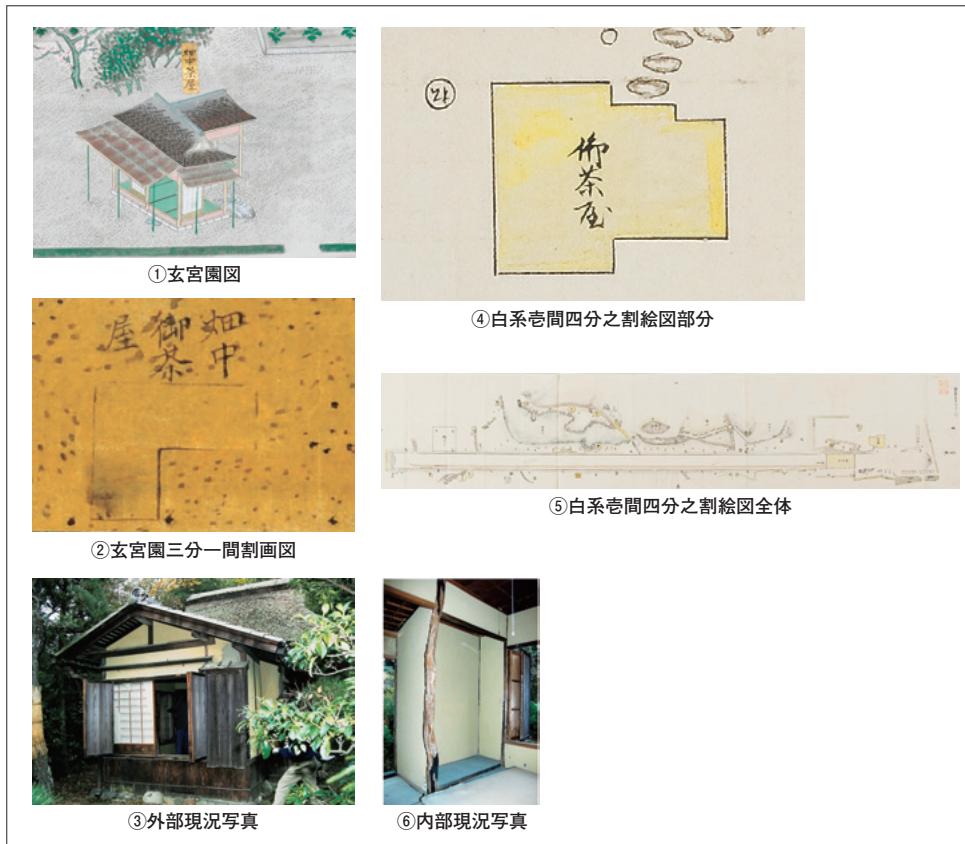


図13 烟中茶屋

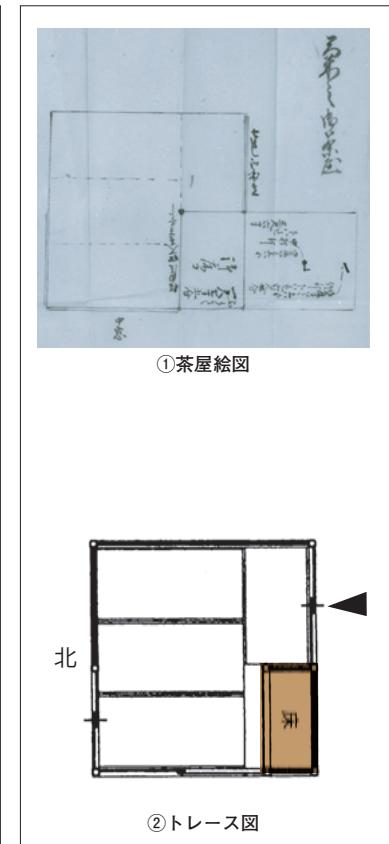


図14 茶屋絵図「菊之御茶屋」

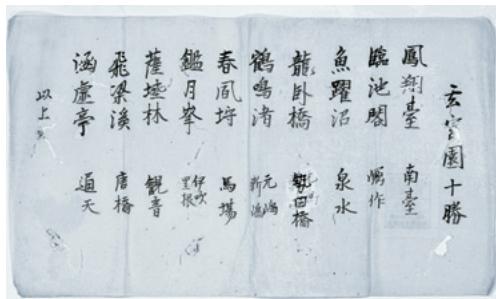


図15 玄宮園十勝書上（彦根城博物館蔵）

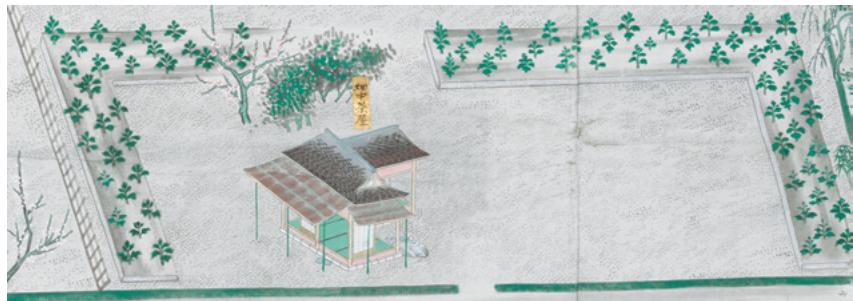


図17 玄宮園図の菊畠

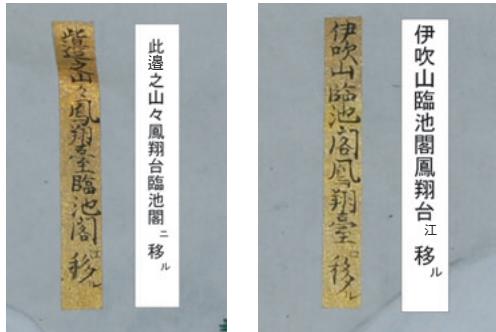


図16 玄宮園外図の付箋（左①、右②）

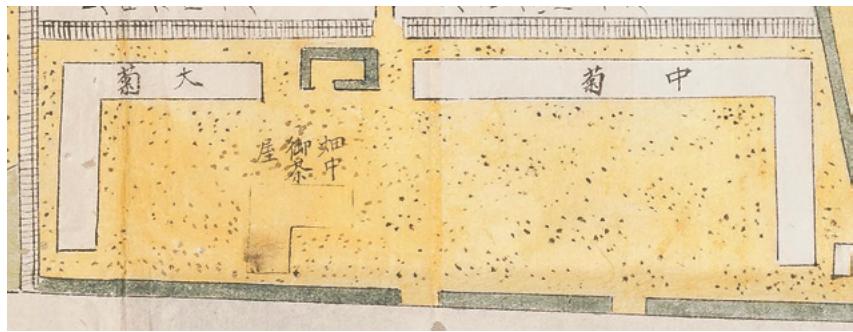


図18 玄宮園三分一間割画図の菊畠

打たれている。床に向かって右手には中窓が設けられている。

## （2）玄宮園十勝書上と茶屋絵図の照合

次に、同じく重要文化財『彦根藩井伊家文書』の中の「玄宮園十勝書上」を見ることとする。この資料については、先述した僧海量による歌集『桜渓集』の中で詠まれた10の名所を書き上げたものである。この十勝書上は上下二段構成のもので、上段に場所名が書かれ、下段にその場所についての特徴を表す比喩や別称となる字句が書かれている。この中に「涵虚亭 通天」、「臨池閣 嶴作」、「鳳翔臺 南臺」という文字が見えることから、「通天之御茶屋」については「通天」とされる涵虚亭、「がけの御茶屋」は「嶴」の字が「山などが角張って高くそびえる」という「がけ」と同意であると考えられることから臨池閣、「南臺之御茶屋」は「南臺」とされる鳳翔台がそれぞれ該当すると考えられる。なお、これら4つの茶屋絵図の内の「菊之御茶屋」については、十勝の書上げの中では確認できないが、『玄宮園三分一間割画図』、『玄宮園図』の「畠中御茶屋」の周辺を確認すると、この茶屋が「大菊」「中菊」という菊畠に囲まれた区画に位置していることから「菊之御茶屋」がこの茶室であった可能性が高いと考えられる（図17・18）。なお、彦根水屋帳には

茶屋として「流鶯軒、鳳翔臺、臨池閣、涵虚亭」の名が見られ、このうち「鳳翔臺、臨池閣、涵虚亭」については、『玄宮園図』『玄宮園三分一間割画図』及び『玄宮園十勝書上』と共通する名称であるが、これらの資料中に「流鶯軒」の名称は確認できない。しかしながら、「彦根水屋帳」の中の安政元年（1854）寅9月18日に行なわれた部分の記述と安政三年（1856）10月19日に行なわれた部分の記述に「菊満花」という記述が見られ、他の茶屋については菊が存在する描写がないことから、絵図で「大菊」「小菊」と注記のある植栽に囲まれて描写されている畠中御茶屋が「彦根水屋帳」の流鶯軒及び茶屋絵図の菊之御茶屋に該当すると考えられる。

以上で確認してきたように、名称、規模及び平面プラン、位置という要素において4棟の茶屋絵図と『玄宮園図』や『玄宮園三分一間割画図』、「玄宮園十勝書上」に見られる玄宮園の茶屋とを照合することができた。このことにより以降は玄宮園の茶屋として取り扱うこととする。

#### 4. 玄宮園内の茶屋からの眺望について

(1) 『玄宮園図』『玄宮園外図』の付箋に確認できる  
眺望<sup>20)</sup>

近世大名庭園では、禪宗文化や漢学といった武家にとっての共通認識に基づいた庭園の景観美というものを複数人が共有しつつ、造園主体者である藩主個人の私的な慰楽、また、藩主と来訪者の立場の再確認や応接が行なわれたが、それらの行為の中でも中心的なものが茶の湯、茶会であったことは言うまでもない。

この茶屋から眺望できた景観について『玄宮園図』には、茶屋からの主たる景観の内容を示す付箋が貼られており、この付箋の内容を見ることで「茶の湯」の際に共有された景観の価値観を伺うことができる。図7①の付箋は玄宮園の北端に設けられていた茶屋である涵虛亭からの眺望内容を示しており、「此亭面東北西遠山湖水絶景」と記されている。なお、茶に関連するものとして、この涵虛亭の南側の斜面には茶園が設けられていたことが『玄宮園三分一間割画図』の描写及び注記からわかることに加え、茶葉としても使用されていたのかもしれないという一つの推測を申し添えておく（図19）。次に、図9①は玄宮園のほぼ中央、池泉に面して建てられた臨池閣からの眺望内容で「此所江薩壇林之左右江古城并東南之遠山移如苑内在」、図11①は鳳翔台からの眺望の内容で「此所江伊

吹山飛梁溪江移如苑内」と記されている。これらのことから、当時の庭園内の茶屋から望む眺望の評価を知ることができ、園外の景観、特に東側から北側にかけての松原内湖を介した遠景が園内からの眺望として成立しており、景色として取り入れられていたことが伺える。

さらに、江戸時代中期末ころの玄宮園の周辺環境が分かる資料として図21の『玄宮園外図』（彦根城博物館蔵）がある。玄宮園からの園外景観を示す絵図であり、この絵図にも以下の付箋が貼られている。図16-①は現在の多賀町東部の山並について「此邊之山々鳳翔臺臨地閣移」と記され、図16-②は「伊吹山臨地閣鳳翔台江移ル」と記されている。このように園外の眺望についても庭園内に取り入れている意識が確認され、松原内湖周辺の環境が当時の玄宮園にとって重要なものであったことが分かる。

## （2）眺望範囲の検討

この『玄宮園図』及び『玄宮園外図』に描かれている園外景観について GoogleEarth を使用して確認することとする。(使用する画像データについては Google の利用規約及びガイドラインに従い掲載する。)

先ず『玄宮園図』に描かれている茶室からの景観について、先に述べたように涵虚亭、鳳翔台、臨池閣の三つの茶屋からの中心的な景観が貼付されている付箋により明らかであるが、それら三つの茶屋からの可



図 19 玄宮園三分一間割画図の茶園



図20 明治26年時点の周辺環境

視範囲を示したものが図22である。これにより、涵虚亭からは、庭園内部の景観を介さず、松原内湖および伊吹山を直接視界に入れることができ、また凸状の玄宮樂々園の北端に位置していることから、西北東が一望であったことがわかる。次に鳳翔台からは、北方への視界が広くとられており、且つ伊吹山への正面性が高かったことがわかる。また、園内池泉及び園内の北端部の景観に取り込まれる形で一体の眺望となっていた。

最後に臨地閣については、建物の北東部が池に面しており、北から東にかけて景観が可視できる範囲となっていた。特に建物東面に付書院が設けられその窓からは佐和山に正面性が設定されている。この佐和山については、かつては佐和山城があり、彦根藩初代藩主の直政が関ヶ原合戦後の論功行賞により最初に当て置かれた地である。直政の長男である直継によって彦根城が築城されるまでは井伊家の居城であり、彦根城築城以降も「古城」と呼ばれていた。このことから佐和山は彦根藩にとって神聖視され、菩提寺であり墓所が設けられる清涼寺や井伊家の本貫地である遠江の井伊谷（現静岡市）の龍潭寺から分けられた龍潭寺、4代直興によって建立された大洞弁才天が配置されることになった。なお、臨池閣の景観を示した図9①の付箋に書かれた「古城」はこの佐和山城のことである。

次に、『玄宮園外図』に描かれた最も上方の景観、

つまり最も離れた位置にある遠くの山並みで山の名称が付箋でしめされているものを GoogleEarth を利用した画像上に落としたものが図23である。これにより玄宮園外図に描かれている景観の範囲としては南が現滋賀県東近江市甲津畠に所在する鈴鹿山系の杉峠、北が滋賀県長浜市草野に所在する草野山であり、およそ  $170^{\circ}$  程度の広範囲な視角となっていたことがわかる。しかしながら、実際には玄宮園の南には彦根城が立地する金龜山があり、南方は死角となって玄宮園からの眺望を得ることはできない。この『玄宮園外図』に描かれた範囲が旧彦根藩領全体（図24）の山並みと合致していることから、この「領内」という概念が反映された概念図であったと考えられ、領内を一望できるという意味合いが重視されたものであったのではないだろうか。

以上の付箋の内容から、玄宮園での茶事において茶屋からの眺望というものが、それぞれの景観の意味合いにおいて重要なものであったことは明らかである。

### （3）茶屋からの眺望行為について

しかしながら、中村昌生が言うように本来、「茶室」というもの、特に『山上宗二記』の座敷図に見られる紹鷗四疊半に代表されるような初期の茶室には窓は存在せず、開口部は客入口の障子からの採光があるのみで、利休の茶室に至っても窓は少なく、室内のみで空間が完結するような閉塞性が強いものであった。これ



図21 玄宮園外図（彦根城博物館蔵）

は、「ほの明るい」あるいは「ほの暗い」空間を作ることで客と亭主の交流においての精神性を高める効果を狙ったもので、利休以後の時代に織田有楽や小堀遠州によって多くの窓が設けられるようになるものの、それらは採光による閉塞感の緩和の範囲であり、窓の開放ということは行なわれなかった<sup>21)</sup>。つまり、茶事においての室外空間の観賞行為については、茶室に至るまでの「露地」において行なわれ、室内からは基本

的には観賞行為が行なわれない。これは、専ら茶事にのみ使用される「茶室」が持つ閉塞性という特徴であるが、玄宮園に所在した4つの茶屋については、「彦根水屋帳」でも休憩や歓談のみされる場合もあり、全て炉も切られていないことから伝統的な「茶室」ではなく、あくまでも「茶屋」という汎用性を持ったものであったということができる。もちろん彦根城全体を見ると伝統的な「茶室」が存在しなかったわけではな



図22 玄宮園図の景観の範囲（国土地理院）※各茶屋の貴人屋・正客の位置を視点場とした隣の開口部から想定した可視範囲

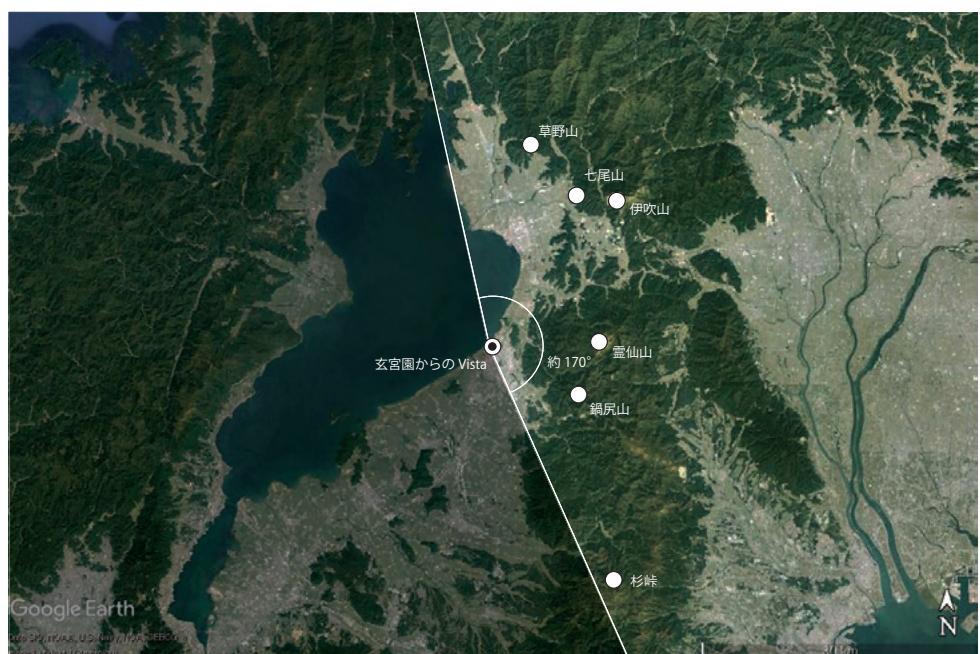


図23 玄宮園外図の景観の範囲 (GoogleEarth)

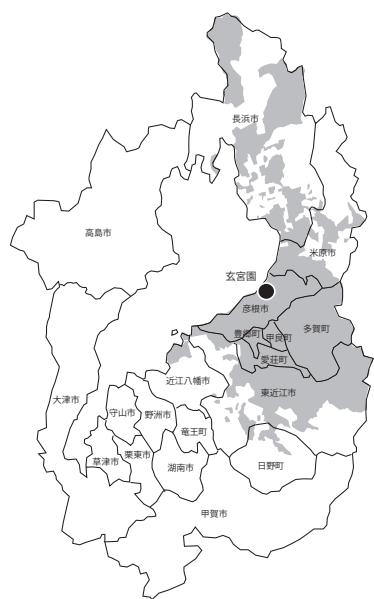


図24 彦根藩領（トーンの範囲）

く、楓御殿や表御殿の奥向きには、煎茶席を含む伝統的な「茶室」が複数存在しており、「彦根水屋帳」には家老をはじめとする家臣との茶会に利用されていたことを確認することができる。そこからは、玄宮園での茶会の主客が僧や幕府の数寄屋坊主であったこととの相違点が確認でき、また、玄宮園の茶屋においては「眺望」という行為が重視されていたことも大きな相違点であろう。

これらのことから、直弼が大老に就任する前年、將軍繼嗣問題で南紀派と一橋派が対立する安政4年という時期に幕府の数寄屋頭である谷村三育を招いているという例外はあるが、江戸時代後期の玄宮園での茶事には基本的に高い政治性は見られず、共通する価値観の共有行為として井伊家所縁の景観や彦根藩に関連するような景観を楽しみ、茶によるもてなしを行なわれていたと考えることができる。そして、このような茶の湯の在り方は、「彦根水屋帳」が記された時期である江戸時代後期のことであり、熊倉のいう「茶の湯が政治的な儀礼としての意義を失った時代で、藩主個々の個性によって再び茶の湯への関心が高まるようになる」<sup>22)</sup>という全国的な流れと合致しており、所謂伝統的な「茶室」ではなく、「茶屋」という汎用性のある施設が玄宮園という近世大名庭園に求められたということは、この時期の茶の湯が近世大名庭園に与えた影響の一つとして捉えるべきである。

影響の一つとして捉えるべきである。

## 5. まとめ

玄宮園に関連する史資料が江戸時代後期に限定されるものであり、茶の湯が庭園に与えた影響を検討する上では限界があった。しかしながら、今回、江戸時代後期における玄宮園での茶事の在り方の一端については明らかにすることができたのでは考えている。特に、室礼が整えられた庭園内の「茶屋」という建物において、園内景観や園外の眺望が観賞され、理想的な景観美の共有がなされたということは、かつて屋敷の「ハレの奥」に存在した会所や茶室という室内の閉塞空間で完結して行なわれていた社交や迎賓・応接の中での景観を共有するという行為が室外に開放されたことを意味し<sup>23)</sup>、それが茶屋という視点場から見た可視範囲における植栽等の景観構成要素に影響を与えた結果を示しているのではないかと考えられる。飛田は尾張藩の戸山荘の記録に、園外景観である富士山を御座所という視点場からのより良好な眺望として利用するために植栽の剪定が行なわれたことを指摘しているが、このような行為が玄宮園でも行なわれたことは想像に難くない<sup>7), 20)</sup>。つまり、江戸後期における茶の湯は政治を離れた文化的な社交の一つとなっており、園外景観を含む庭園の景観はそういった「もてなし」という文化的な共通の価値観に基づく亭主の「理想郷」を表現するための媒体、茶の湯を演出するための背景として機能することになったのではないだろうか。

### 【註】

- 1) 朝尾直弘『日本の近世 1 世界史の中の近世』中央公論社、1991
- 2) 芳賀徹 1993年「徳川の平和」『叢書比較文学比較文化 1 文明としての徳川日本』中央公論社、1993
- 3) 森蘿『日本史小百科 19・庭園』近藤出版、1984
- 4) 重森三玲『日本庭園史体系 第15巻』社会思想社、1972
- 5) 白幡洋三郎『大名庭園 江戸の饗宴』講談社選書メチエ、1997
- 6) 加藤充彦「大名庭園とはなにか」『庭園学講座Ⅷ 大名庭園の世界』京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター、2001
- 7) 飛田範夫『日本の庭園と風景』学芸出版社、1999
- 8) 彦根市教育委員会「名勝玄宮園樂々園範囲確認調査報告

- 書』『彦根市文化財調査報告書第4集』、2011
- 9) 彦根藩の「侍中由緒帳」は、元禄4年（1691）5月、木俣守長・庵原朝英・長野業利・中野清三の4人の家老により4代直興の命を奉じて作成されたもの。彦根藩の知行取及び切米取家中、士分と足軽の中間に位置付けられる歩行の内「彦根歩行」「江戸歩行」と「医者」分を別帳の「由緒帳」として、各家々の初代から当代までの由緒・履歴を編纂したもの。
  - 10) 彦根城博物館『龍草廬－京から招いた彦根藩儒学者の軌跡－』彦根市教育委員会、1993
  - 11) 彦根市『彦根市史』中冊、1987
  - 12) 三尾次郎「『彦根藩井伊家文書』の中の四棟の茶屋絵図の所在について」淡海文化財論叢刊行会、2014
  - 13) 前掲註11
  - 14) 彦根藩資料調査研究委員会『彦根城博物館叢書 2・3 史料井伊直弼の茶の湯（上・下）』彦根藩資料調査研究委員会、2002・2007
  - 15) 熊倉功夫「総論 井伊直弼の茶書と茶の湯」『彦根城博物館叢書 2 史料井伊直弼の茶の湯（上）』彦根藩資料調査研究委員会、2002
  - 16) 彦根城博物館『大名茶 その世界』彦根市教育委員会、1988
  - 17) 谷端昭夫「史料編 IV茶会記 35 彦根水屋帳」『彦根城博物館叢書 3 史料井伊直弼の茶の湯（下）』彦根藩資料調査研究委員会、2007
  - 18) 中村利則「史料編 VI茶室 48 松原屋敷」『彦根城博物館叢書 3 史料井伊直弼の茶の湯（下）』彦根藩資料調査研究委員会、2007
  - 19) 前掲註12
  - 20) 本中眞「日本古代の庭園における景観構成に関する研究」『ランドスケープ研究』日本造園、1994  
 ※本中眞は借景の語は中国明代末期の計無否の『園治』に見られるのが最初で、日本の造園会に影響を与えるのは19世紀以降のことなのでそれまでに造営されていく庭園に「借景」の語句を用いるべきではないとし、「眺望」という語句を用いている。また、飛田範夫は借景を伴う庭園について「背景の事物を構成要素として取り入れているもので、背景の事物がないとまとまりが悪くなる庭園」として定義し、園外景観として楽しみながらも、造営時の前提とまではなっていないものを「眺望」としている。その定義をした上で尾張徳川家の戸山荘では「…御座所よりむかひて富士山きと見えたり。大きな松の木立しげりあひたるを、枝をため葉をならべぬるにや、中くぼにいと平らかに作りなして、向かふざまに富士をのせたるかとみゆ。」という記録が残っており、園外景観を背景として利用はしようし

ているが庭園全体の構成を変化させるまでには至っていない段階であるといえるとしている<sup>7)</sup>。このような意味において、近世大名庭園の園外景観を検討する際には眺望という表現がふさわしいと判断した。

- 21) 中村昌生「古典に学ぶ茶室の設計」『中村昌生が語る建築講座』（株）エクスナレッジ、2013
- 22) 前掲註15
- 23) 小野正敏「城下町・館・屋敷の空間と権力表現」『国立歴史民俗博物館研究報告』第78集、1997

#### 【図版出典】

- 図4・図7①②・図9①②・図11①②・図13①・図16・図17 玄宮園図（彦根城博物館蔵 画像提供：彦根城博物館/DNPartcom）
- 図5・図7③・図9③・図11③・図13②・図18・図19 玄宮園三分一間割絵図（彦根城博物館蔵）
- 図8①・彦根藩井伊家文書「通天之御茶屋」（彦根城博物館蔵）
- 図10① 彦根藩井伊家文書「がけの御茶屋」（彦根城博物館蔵）
- 図12① 彦根藩井伊家文書「南臺之御茶屋」（彦根城博物館蔵）
- 図13④⑤ 白糸壱間四分之割絵図（彦根城博物館蔵）
- 図14① 彦根藩井伊家文書「菊之御茶屋」（彦根城博物館蔵）
- 図15 玄宮園十勝書上（彦根城博物館蔵）
- 図8②・10②・12②・14② 参考文献18の掲載図を加筆
- 図21 玄宮園外図（彦根城博物館蔵 画像提供：彦根城博物館/DNPartcom）に加筆。
- 図22 国土地理院（<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>）の空中写真を元に加筆。
- 図23 GoogleEarthの航空写真を元に加筆。